

## 平成十七年政令第五十六号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令  
内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六百六十六号）第二条、第九条、第十条第一項、第十二条、第十六条、第十八条、第三十一条、第三十三条及び第三十四条並びに附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（当該給付を受ける権利を有することにより特定障害者としないこととされる障害を支給事由とする給付）

**第一条** 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二条の障害を支給事由とする政令で定める給付は、次のとおりとする。

一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十号。以下「昭和国民年金法」という。）の規定による障害年金

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号。以下「厚生年金及び昭和六十一年国民年金等改正法」）の規定による障害厚生年金及び昭和六十一年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）の規定による障害年金

三 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三条号。以下「旧船員保険法」という。）の規定による障害年金

四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）のうち障害年金（特別障害給付金の額の改定）

**第一条の二** 令和六年四月以降の月分の特別障害給付金については、法第四条中「四万円」とあるのは、「四万四千二百八十円」と、「五万円」とあるのは、「五万五千三百五十円」と読み替えて、法の規定を適用する。

（特別障害給付金の支給を制限する場合の基準となる所得の額等）

**第二条** 法第九条の政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）がないときは、三百七十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百七十万四千円に当該扶養親族等（扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族（三十歳以上七十歳未満の扶養親族等）に限る。次項において「特定年齢扶養親族」という。）について、同法に規定する控除対象扶養親族（次項において單に「控除対象扶養親族」という。）に限る。一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。次項において同じ。）を加算した額とする。

2 法第九条の規定による特別障害給付金の支給の制限は、同条に規定する所得が四百七十二万円（扶養親族等があるときは、四百七十二万円に当該扶養親族等（特定年齢扶養親族にあっては、控除対象扶養親族に限る。）一人につき三十八万円を加算した額とする。以下この項において同じ。）を超えない場合には特別障害給付金のうち二分の一に相当する部分について、当該所得が四百七十二万円を超える場合には特別障害給付金の全部について、行うものとする。

（特別障害給付金の支給を制限する場合の所得の範囲）

**第三条** 法第九条及び第十条第二項に規定する所得は、前年の所得のうち、地方税法（昭和二十五条第二百二十六号）第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（都が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得とす。

（特別障害給付金の支給を制限する場合の所得の額の計算方法）

**第四条** 法第九条及び第十条第二項に規定する所得の額は、その年の四月一日の属する年度（次項において「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第四項に規定する特例適用利子等の額並びに同条第六項に規定する特例適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第一号から第四号まで又は第十号の二に規定する控除を受けた者については、当該損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

二 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第六号に規定する控除を受けた者についてはその控除の対象となつた障害者（特別障害給付金の支給を受けている者を除く。）一人につき二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）、同項第八号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき二十七万円、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき二十七万円。

三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除については、当該免除に係る所得の額（被災時における特別障害給付金の支給の制限の特例に関する被害金額の算定の対象となる財産）

（第五条 法第十条第一項の政令で定める財産は、主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋又は厚生労働大臣が定めるその他の財産とする。）

（第六条 法第十六条の政令で定める給付は、次のとおりとする。）

一 国民年金法及び旧国民年金法の規定による年金たる給付（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金及び付加年金並びに第一条第一号に掲げる給付を除く。）

二 厚生年金保険法及び旧厚生年金保険法の規定による年金たる保険給付（第一条第二号に掲げる給付を除く。）

三 船員保険法及び旧船員保険法の規定による年金たる保険給付（第一条第三号に掲げる給付を除く。）



### (事務の区分)

**第十四条** 第十一条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 法第二十二条第二項において準用する国民年金法第九十六条第二項の規定による督促を受けた納付義務者が法の規定による徴収金の納付を日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所（次条第一項において「年金事務所」という。）において行う

二　法第三十二条の八第二項において準用する国民年金法第百九条の十一第一項の規定により任命された法第三十二条の八第一項の収納を行う日本年金機構（以下「機構」という。）の職員

(第四号及び第二十条において「収納職員」という。)であつて併せて法第三十二条の三第一項の徵収職員として同条第二項において準用する国民年金法第百九条の六第一項の規定により任命された者(以下この号及び次号において「職員」という。)が、法の規定による徵収金を徵

四 滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合  
前三号に掲げる場合のほか、法の規定による徴収金の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の法の規定による徴収金の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合

として厚生労働省令で定める場合  
(公示)

2 収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。  
機構は、前項の公示があつたときは、遅滞なく、年金事務所の名称及び所在地その他の法の規定による徴収金の収納に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければなら

**第十七条** 法第三十二条の八第二項の規定により国民年金法第百九条の十一第一項から第六項まで（機構が行う収納について準用する国民年金法の規定の読み替え）  
ない。これを変更したときも、同様とする。

の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		二項
第一項	行う機構	「害給付金法」という。) 第三十二条の八第一項 行う日本年金機構(以下「機構」という。)
第一項	特別障害給付金法第三十二条の八第一項	

第三項	
第一項	第二項
保険料等特別障害給付金法の規定による徴収金	特別障害給付金法第三十二条の八第二項において準用する前二項

	五項
第六項 第百九条の十一 第一項前各項	特別障害給付金法第三十二条の八第一項及び同条第一項において準用する第二項から前項まで

（法の規定による徴収金の収納期限）	第一項 同条第一項
保険料等特別障害給付金法の規定による徴収金	

**第十八条** 機構において国の毎会計年度所属の法の規定による徴収金を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

## (機構による収納手続)

**第十九条** 機構は、法の規定による徵収金につき、法第三十二条の八第一項の規定による取納を行つたときは、該法の規定による徵収金の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領收証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定める

2 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議  
ところにより、遅滞なく、当該収納を行つた旨を年金特別会計の歳入徴収官に報告しなければならない。

しなければならない。  
(帳簿の備付け)

る徴収金の日本銀行への送付に関する帳簿を備え、当該法の規定による徴収金の収納及び送付に関する事項を記録しなければならない。

**第三十一条** 第十五条から前条までに定めるものほか、法第三十二条の八の規定により機構が行う収納について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（施行期日）  
附 則 抄  
しなければならぬ。

**第一条** この政令は、平成十七年四月一日から施行する。  
(認定の請求に関する経過措置)

る期間については、法第六条第一項の規定にかかるわらず、同項の規定による認定の請求をすることができる。

昭和十六年四月三日から昭和十七年四月二日までの間に生まれた者	四年以内
昭和十七年四月三日から昭和十八年四月二日までの間に生まれた者	三年以内
昭和十八年四月三日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	二年以内

昭和十九年四月三日から昭和二十一年四月二日までの間に生まれた者  
（所得の額の計算に関する経過措置）

得の額の算定について適用し、平成十六年以前の当該所得の額の算定について適用する場合においては、同号中「同項第八号」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」の一部を改正する法律（平成十六年法律第十七号）第一条の規定による改

正前の地方税法第三十四条第一項第七号に規定する控除を受け者につき五十万円、「地方税法第三十四条第一項第八号」とする  
附 則（平成一七年一月一六日政令第三四一号）

この政令は、平成十八年七月一日から施行する。  
**附 則**（平成一八年三月三〇日政令第一二二号）  
抄  
（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十八年四月一日から施行する。  
**附 則**（平成一八年三月三一日政令第一三四号）  
**（施行期日）**

**第一条** この政令は、平成十八年四月一日から施行する。  
**附則** (平成一九年四月一日政令第一五四号)

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。  
（施行期日）



- 2 平成三十一年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

（施行期日）  
**附 則** **（平成三十一年四月五日政令第一一四六号）抄**

1 この政令は、平成三十年改正法の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（施行期日）  
**附 則** **（令和二年三月三〇日政令第九九号）**

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 令和二年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。  
（この政令は、令和二年四月一日から施行する。）

附 則 **（令和二年三月三〇日政令第一〇一号）抄**

（施行期日）  
**附 則** **（令和二年三月三一一日政令第一一三八号）**

1 この政令は、令和二年三月三一一日から施行する。  
（この政令は、令和二年四月一日から施行する。）

附 則 **（令和二年六月五日政令第一一七八号）**

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 **（令和二年一月二三日政令第三六九号）抄**

（施行期日）  
**附 則** **（令和二年一月二三日政令第三六九号）抄**

（経過措置）

1 略

第二条 第一条 中国国民年金法施行令第六条の二第二項第二号及び第六条の十二第二項第二号の改正規定、第四条中特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第四条第二項第二号の改正規定、第五条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第十条第二項第二号の改正規定、第七条中国国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条第一項の改正規定並びに次条の規定 令和三年一月一日

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）  
**附 則** **（令和三年三月三一日政令第九九号）抄**

（施行期日）  
**附 則** **（令和四年三月二十五日政令第一一四号）**

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 令和四年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月二三日政令第七二号）抄  
（施行期日）

- | 附則（令和五年三月二三日政令第七二号）抄 |   |
|----------------------|---|
| 第一条                  | この政令は、令和六年四月一日から施行する。<br>(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)   |
| 第四条                  | 第三条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第二条の規定は、令和六年十月以後の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条の規定による特別障害給付金の支給の制限について適用し、同年九月以前の月分の当該特別障害給付金の支給の制限については、なお従前の例による。 |
| 附則                   | （令和五年三月三〇日政令第一一六号）<br>(施行期日)<br>1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。<br>(経過措置)<br>2 令和五年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。                      |
| 附則                   | （令和六年三月一九日政令第一一一号）<br>(施行期日)<br>1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。<br>(経過措置)<br>2 令和六年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。                      |